



森 政郎 議員

②平成29年度が2件、今年はゼロ。岐阜県では侵入盗がワーストワンで、家庭で自

空き家対策

今年4月、受刑者が瀬戸内海の向島に逃走する事件が発生。離島にもかかわらず、多数の「空き家」が原因で捜索活動は難航し、連日報道された。向島（8,943世帯、1,089軒の空き家）は池田町と同規模で、従来とは異なる「空き家」の危険性が指摘された。

①「池田町空家等対策協議会」の現状 ②空き巣被害の把握・対策 ③所有者の把握状況や展望は

町長

①3月議会で条例が議決された以降、専門機関（法務局・池田交番・司法書士会・土地家屋調査士会・宅地建物取引業協会・建築士会）に委員選定を依頼、名簿ができた状況。町長、区長会議、議会議長を含めた9名

で、年に数回開催し、適宜検証している。

衛の必要もある。空き家の

適正管理を促すため「空き家の見回りサービス」を開始し、ふるさと納税の返礼品や、空き家の納税通知書にも案内チラシを同封したが、利用はゼロ。

③空き家調査結果427軒のうち、5年以内に空き家になったものが3割近くあった。今後増加が予想され、できれば3年に1回程度、定期的に調査していきたい。危険家屋の取り壊し等は、代執行が可能となったが、協議会で検討いただき進めていく。

空き家所有者は把握できているのか。また、前回時点で危険家屋はないとのことだが、狭隘道路や通学路、非居住家屋等で老朽化しているものもある。

町長

調査以降、空き家の全体数は把握していない。危険家屋は、危険度の判定基準で判断するが、自然災害、構造や環境面も含めて状況をみながら協議会で対応を考えていく。

所有者不明の不動産

全国の所有者不明土地は九州より広く、2040年には北海道より広くなると報道された。所有者不明不動産は空き家以上に早急な対策が必要で、政府も「土地相続登記の義務化、登記官の調査権限拡充、みなし放棄新設」等を検討している。

①池田町の所有者不明不動産の件数と、その内訳で「変則型登記」件数の認識 ②不審者占拠や不法投棄等の危険性への認識 ③池田町の相続放棄件数とその税額、所有者不明の固定資産税未納額、その対策等は。

町長

池田町でも、用地取得、農地集約、治山事業や保安林の指定等で支障が出ている。

①所有者不明不動産の全部は把握していない。平成14年開始の地籍調査は、35%の段階だが1万5,841筆中、4筆が不明となっている。早急に実施していきたい。「変則型登記」も昭和25年税制改革の影響で、全体は把握できず、公共事業等で判明するのが実態である。特別措置法の施行後の状況を見ながら進めていきたい。役場窓口では、死亡届受理時に相続登記促進のため、リーフレットを配布しPRしている。

②向島は池田町と比較的似たところもあるが、中まで入って調べておらず把握が困難であり、空き家のリスクを改めて認識した。地域でも見守りが必要になってくると感じた。

③納税からみると、相続放棄が2件、相続人不在または不明が4件の計6件で、税額は13万6,400円だが、徴収不能で苦慮している実態である。対策としては、相続財産管理人が選任されておればそちらへ請求可能だが、選任には多額の費用がかかる。町が申し立てしても費用が回収できないおそれがあり、費用対効果を見ながらとなる。人口減少の中で大きな問題となると判断している。

相続放棄と不明の6件は、昨年1年だけなのか累計なのか。所有者不明不動産は、将来的に大問題となる可能性がある。税務課等で把握できるものは今から対処すべきでは。

町長

相続放棄と不明は、過去からの池田町全体の件数である。地籍調査の結果所有者不明が4筆であり、変則型登記件数は把握していない。所有者不明不動産は比較的非課税のところが多く調査するより、地籍調査を優先していく。